

## 平成15年度第2回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成16年3月3日(水)に開催された平成15年度第2回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成16年3月3日(水) 午後3時00分から午後5時30分まで

### 2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 伊香賀龍美, 井関和彦, 加藤治子, 久貴忠彦, 武田雅俊, 田原稔, 永田祥子, 永田広道, 福島光行, 玉井英章, 中本和洋, 孕石孟則, 栗原宏武(敬称略)

(事務担当者) 益田義弘, 池田善信, 津村勝俊, 小西義孝

(庶務) 新谷誠, 島田博敏

### 4 議事 (□:委員長, ○:委員)

(1) 委員長のあいさつ

(2) 新委員の紹介

(3) 模擬手続実演

ア 調停受付窓口の場面

調停申立当事者に対する受付担当職員の受付相談及び調停事件受付場面の実演

イ 調停期日（第1回～第5回）における調停の場面

申立人，相手方，家事調停委員，家事審判官（裁判官），家庭裁判所調査官及び裁判所書記官が出席する調停場面の実演

ウ 人事訴訟受付窓口の場面

人事訴訟事件申立当事者に対する受付担当職員の受付相談場面の実演

(4) 意見交換

ア 前回の意見交換を踏まえて

- 前回の委員会の意見交換の場でいただいた貴重な御意見について，裁判所では種々検討を進めている。ここで，これまでの検討結果について，その概要を係から報告する。

(事務担当者)

1 ファックスサービスに関して，

説明内容の一部に不適切な部分があるという指摘をいただいたのを機会にファックスサービスで利用できる文書全般について，内容に不適切な部分がないかどうか点検した結果，指摘のあった調停申立書については，養育費の金額欄の記載例の外に，年号や日付欄の記載例についても修正を行った。また，後見開始申立書についても，病名の記載例を修正した外，鑑定料に関する部分についても「費用は10万円程度かかりますが，鑑定内容によって金額が異なります。」と説明を補充した。

2 テレホンサービスに関して，

成年後見に関するテレホンサービスについて，鑑定料の説明部分等に不親切な点があるとの指摘をいただいたので，この機会に各種テレホンサービスの内容についても点検し，見直しを要する部分を洗い出している。これについては，一度に全体を見直すのが効率的であるということで，現在それに向けて検討中

である。

### 3 調停の申立書や各種呼出状等の表記について

・調停の申立書に「〇〇事件」と記載されている点については、申立人の気持ちとして違和感を禁じ得ないものがある、また、各種呼出状等の記載もまだまだ難しい部分があるなどという指摘をいただいたが、これらの各書面のうちには、最高裁で印刷した全国統一の様式のものもあり、大阪家裁だけで直ちに変更するのが困難なものもある。大阪家裁が独自で作成する文書については、今後ともできるだけ分かりやすい表現になるように努力していきたい。

なお、申立人の気持ちとして御指摘の点は、関係職員にも伝えて、執務に当たっての参考にさせていただくこととした。

### 4 パンフレットの配布について

指摘のあったテレホンサービスについてのパンフレット等は、従前から弁護士会にも送付されていたが、意見をいただいたのを契機に、他のパンフレット類の配布についても、配布先、配布するパンフレットの種類、部数などについて見直しを行い、一人でも多くの国民の皆様にご利用していただけるよう、一層の改善をはかることとした。

### 5 ホームページについて

大阪家裁の独自のホームページはないのかという点については、現行のホームページは、他の裁判所へのリンクの簡便さなどの国民の利用の便宜や、セキュリティ、メンテナンスの点などを考慮し、「裁判所のホームページ」として大きく一括りのものになっている。この「裁判所のホームページ」は、各高裁、各地家裁ごとのホームページになっており、各地家裁のそれぞれ独自の案内やデータなども掲載されているので、「大阪地家裁」ということであれば、直接のアクセスも可能である。

なお、現状では、大阪家裁へのアクセス件数が表示されない扱いであることについては、前回の委員会の場で御説明させていただいたとおりであるが、最高裁において、その点の改善につき、現在前向きに検討中とのことである。

イ 人事訴訟の移管を踏まえて

- 本日の模擬手続も参考にさせていただき利用者である国民の目から見た人事訴訟や家事調停のあり方等について、自由に意見交換をお願いしたい。
- 模擬手続の中では、調査官の意見が調停の場で当事者に述べられていたが、私の調停委員としての経験からも、調査官の活躍はかなりのもので、難しい事件について、時間をかけて、それぞれの現場へ足を運んで調査され、詳しい報告書も出していただいている。調査官は、調停委員にとっても、国民にとっても、大きな役割を果たしていると思う。
- 調査官の関与がどの程度あるのか、事務担当者から説明してください。

(事務担当者) 平成15年度1年間で見ると、本庁では、調停の新受件数6728件に対して、調査命令が出された事件が4578件(68%)、堺支部では、1621件に対して1281件(79%)となっている。ただし、一つのケースについて2度、3度と調査命令が出される場合があり、それも1件と数えた数字である。

- 模擬手続のケースでは、調査官が丁寧な報告をしていたが、私が、以前に経験したケースでは、余り詳しく報告してもらえなかった。調停委員や審判官にはかなり詳しく報告しておられるとは思いますが、当事者に対しては簡単な報告しかない例が多いように思う。しかし、折角調べたのであるから、それぞれの当事者にとって有利不利があったとしても、どういう事実関係でどういう結論に至ったのか、双方に詳しく説明してもらいたい。
- 当事者にはできる限り説明するようにしている。ただ、学校や病院から聞いたことなどについては、そのまま当事者にお伝えすることはできないというケースもある。そういうときには、多少オブラートに包んだ言い方をしたり、結論だけをお伝えすることもある。

(事務担当者) 裁判官ともよく協議し、必要な事柄については、できるだけ関係者にお伝えするように配慮していきたいと思う。

- 従前は、調査報告書の開示を希望された場合でも、原則として開示しないと

いう扱いが多かった。しかし、折角調査した結果を当事者に説明しないのも適当ではない。そこで、調査官が調停期日に出席して、調査結果についてできる限り説明をして、当事者に理解してもらうような運用を心がけている。必要に応じその出席回数を増やす努力もしている。模擬のケースは、調停委員会の中で当事者に開示していいかどうかを検討した上で、説明をするようにしたものであるが、事案によっては当事者に開示しない方がいいケースもあるということも御理解いただきたい。

- このケースでは、離婚のこととか、養育費のことについては合意しているのに、親権のことで不成立となった。長い時間をかけて調停し、離婚については当事者も合意しているのに、調停として不成立というのは、もったいないと思う。
- 夫婦関係調整の調停の場合、当分は離婚しない、婚姻関係を継続するという前提で、その間の生活費や子供の監護をどうするかということについて取り決めておきたいということであれば、その範囲で調停を成立させることは可能である。しかし、今回のケースでは、離婚するかしないかの問題について当事者双方が考えるということであったため、不成立となったものである。
- また一からだというのでは当事者にとっては徒労感が大きい。
- 私のこれまでの経験でも、実際の具体的な事件では当事者といろいろ相談しながらやっていると思う。この家裁委員会の場では、調停の中では一般にどのような説明をするのがいいのか、一般市民にも分かるようにするにはどうすればいいのか、という全体的な内容について話をすべきではないか。
- 夫の不倫などが問題となっているケースにおいて、男性の調停委員から辛らつなことを言われたという女性の声が多い。調停委員の不用意な発言が当事者を傷つけることがあると聞く。調停委員の資質を向上させるため、研修や任期の点等も含め、調停委員の制度を活性化する方策を検討してもらわないといけない。同じ人が何年も調停委員をやっているという実態もあるようだが、それでよいのかどうか、検討が要ると思う。もちろん、適当な人材を得るのが難

しいということは、弁護士調停委員についても同様であり、弁護士会としても苦勞しているところではある。

- 調停委員に対する苦情、批判等について統計をとっているわけではないが、随所で耳にすることがある。そのことについては、私も調停協会の機関誌等に何度も書かせてもらっているが、苦情の内容を調停委員に知らせたり、裁判所が主催する研修の中でも取り上げるなどしている。また、調停協会においても自主的な研修を行い、自己研さんを積んでいただいている。
- いい人をどのように選んで採用するのかに最大の努力をすべきである。裁判所としても、いったん調停委員になった人に、辞めてくださいとは言いにくいですが、点数を付けるなどして、点数の低い人は再任しないというように、厳しくしてもいいと思う。
- そういう方向を目指しており、現実に再任しなかった人もいる。当庁では、新任の採用についても厳しくやっている。多数の応募があるが、書類選考の上、全員について面接を行っている。弁護士会推薦の候補者についても、面接を行っている。
- 模擬手続の中でも、裁判所では、弁護士会に行って相談してほしいと言っていた場面があった。弁護士会は、阿倍野や堺に市民センターを作っており、大阪地裁の隣には弁護士会館もあるが、大阪家裁の近くには何もない。付近に新たにセンターを作るという予定はないのか。
- 弁護士会は各地に相談センターを設けており、家裁の近くにも設けてはという意見もある。ただ、職員を置いて採算が取れるかどうかという問題もあり、市場調査等を行う必要がある。阿倍野で赤字を出していることから、慎重にならざるを得ない状況ではあるが、なお検討しているところである。
- 裁判の迅速化法の関係ではすべての裁判を2年以内にということになっているが、人事訴訟が家裁に移管された時には、調停事件もそれに対応するように変化させていくのか。
- 訴訟となると一般に時間も費用もかかる。その点からも家事事件の場合は、

できるだけ話し合いで解決する方が好ましいと思う。そこで、人事訴訟が家裁に来るといふことで、調停が通過儀式に終わることのないように、この機会に調停の更なる充実を図る必要があると考えている。また、調停官の活用も図らなければいけないと考えている。

- ところで、訴訟になると裁判所で説明できる内容には限界がある。定型訴状等を準備はしているが、どのような主張・立証をすればよいのかということについては、相手方もいることから、自分で考えていただくことになる。裁判所としてはお教えすることはできない、必要なら、弁護士など法律に詳しい人に相談してください、と言わなければならない。それが利用者には不親切に映ることになるのかとも思うが、その点についての各委員の御意見はどうか。
- 最近はいろいろなマニュアル本も出ており、弁護士に聞かなくても必要な情報を知っている人が多い。しかし、一方でそういう情報にアクセスできない人もいる。そういう人が家裁に相談に来ているという場合なら、私としては、そんなにかたくなに考えないで、もう少し親切に一般的な情報を教示しても、そのことで相手方が不利になるということはないと思う。ただ一つ説明し出すと、どんどん聞いてくるのでどこまで説明していいのかということ、確かに問題になると思う。
- 定型訴状を拝見すると、請求の原因等という欄に、離婚原因として5つの項目があげられており、その中に「被告が強度の精神病にかかり、回復の見込みがない」という項目があるが、ここをチェックする人の割合はどれくらいあるのか。
- この項目は民法770条の条文中にあるので、それに沿って書かれていると思われるが、ここにチェックする人はそんなに多くないと思う。
- 法律の条文にあるという趣旨は分かったが、今の時代というのは、身体疾患、精神疾患も含めて、できるだけ差別を減らすという考え方が正しいと思う。実際にチェックする人が少なく、少数例であるというのであれば、項目として取り上げるまでの必要はないのではないか、その他の項目とすればいいと思

う。

- 平成8年に法制審議会が民法改正について答申を出した中では、この条項は削るということであった。私も委員として強く意見を述べたが、内閣が国会に法案を提出しなかったため、改正は成立していない。
- チェック項目が民法の条文からきているということは分かるが、「不貞」とか、「悪意の遺棄」と言っても、一般の人には分かりにくい、現代風にもっと分かりやすい表現の項目にしてはどうかと思う。また、人事訴訟が家裁に来ることによって、調停が人事訴訟にどう生きるのかが気になるところである。調停の記録がそのまま訴訟に行くと、もっと迅速化できるのではないかと思うが、そういった点はどうなっているのか。
- その点については、改正の過程でも議論のあったところであるが、今回の改正の中では調停と訴訟は分断されており、当事者が改めて訴えを起こさなければ訴訟は始まらない、また、訴訟になっても調停の記録や調停の内容は当然には訴訟に引き継がれないという内容の立法となっている。ただ、調停が無駄にならないよう、訴訟になっても速やかに証拠調べに入れるように、調停の終了段階で調停の内容を整理して、それを当事者に伝え、争点を認識してもらうという配慮が必要だと考えられており、そのような運用を心がけていくつもりである。
- 迅速を図るか、予断を排除するかのバランスの問題だと思う。運用していく過程で検討していかなければならない問題と思う。
- 訴訟になる際の相談についてであるが、私としては、裁判所に対してそれほど期待しなくてもいいと思う。それよりも弁護士の所に行って、自分の立場に立っているいろいろな話を聞いてもらえるということの方が、気持ちの上での癒しになると思う。そういうことで、自分の立場に立って物事を進めてくれる弁護士を見つけることができるかどうかが大切であると思う。
- 最近では、弁護士もそれぞれホームページなどを作っている。弁護士会の報酬規定も独禁法の関係で廃止になり、各弁護士が独自の報酬規定を設けることに



なる。それぞれのホームページで弁護士に支払う報酬の額も見ることができるので、大いに利用してほしい。

- 調停と訴訟が一貫してリンクし、利用しやすくなるということだが、違う見方をすると、件数が予想以上に増えるなど、予算の面も合わせて、裁判所としては大変なことになるのではないか。人事訴訟が家裁に来る件数についてはどれくらいと見込んでいるのか。
- 現在、大阪地裁に係属する人事訴訟事件は、関連事件を含めて概数で年間600件位である。それが、今後家裁に移るということになり、若干プラスアルファの件数になるのではないかと考えている。ただ、4月以降の新しい事件だけが移管されるということなので、徐々に増えていくことになる。
- 検察官として人事訴訟に関与するのは、死後認知、親子関係不存在等、1年に30件程度あるが、本日の模擬調停を見て、全般のイメージがよく理解できたので、今後の人事訴訟に役立てていきたいと考えている。

(5) 次回の意見交換テーマ、次回期日等

- 次回の意見交換のテーマ、次回の期日等について御意見があれば述べていただきたい。
- 運営規則の制定等、前回から残っている問題がいくつかある。前回の議事録については詳しいものができており、納得しているが、副委員長を設置、委員長代理の指名、部会の設置、また、次回以降何をやるのか、開催時期はどうするのかという問題もある。私としては6月か7月ごろに次回を開いて、今の問題について議論していただきたい。回数は当面、1シーズン1回、年4回くらいやってもらいたい。
- 私たちの任期の問題はどうなっているのか。
- 今年の7月31日に数人の委員が任期満了になる。それらの委員の任期中にもう一度委員会を開いたらという御意見でしょうか。
- 4月から新しい人事訴訟も始まるし、家裁のあり方も変わることになるから、

今までの議論も踏まえて、6月か7月中に、もう一度委員会を開いてもらいたい。

○ 私は、この委員会は、雰囲気もいいし、楽しみながら知識も頂いて、出席させてもらっているが、あまり回数が多くなると、正直なところ、出にくい。会が活発になるのは結構なことであり、素人の意見を拾ってもらえるのもありがたい、参加はしたいが、年に4、5回となると厳しい面がある。

□ それでは、次回は現在の委員の任期中に開催するという事でよろしいか。

(各委員)・異議なし。

□ 次回のテーマについては、新たに始まった人事訴訟の運用の実情等を御報告して、人事訴訟について更に御意見をいただくか、過去2回家事事件についての意見交換が続いたので、次回は、最近世間の耳目を引く少年事件や児童虐待の事件等が目立つ状況にあることを踏まえて、少年事件や児童虐待に対する取り組みのあり方等について御意見をいただくこともどうかと考えているが、期日外で更に各委員の御意見もお聞きして、決定させていただきたいと思う。また、〇〇委員から御指摘の、委員長代理指名の件については、諸般の事情からもう少し検討させていただきたい。委員長代理を指名する段階になったら、改めて各委員の意見もお聞きし、その上で指名することとしたい。

#### (6) 次回の予定

ア 平成16年度第1回委員会開催日時

平成16年7月15日午後3時